

平成30年第3回瑞穂市議会定例会会議録（第2号）

平成30年9月12日（水）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 議案第49号 瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 議案第50号 瑞穂市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第51号 瑞穂市文化財保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第52号 平成29年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第53号 平成29年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第54号 平成29年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第55号 平成29年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第56号 平成29年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第57号 平成29年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第58号 平成29年度瑞穂市水道事業会計決算の認定について
- 日程第11 議案第59号 平成29年度瑞穂市水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第12 議案第60号 平成30年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第61号 平成30年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第62号 平成30年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第63号 平成30年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第64号 平成30年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第65号 平成30年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	松野貴志	2番	今木啓一郎
3番	北倉利治	4番	鳥居佳史
5番	小川理	6番	杉原克巳
7番	若園正博	8番	森治久
9番	庄田昭人	11番	清水治

12番 広瀬 武雄  
14番 広瀬 時男  
16番 くまがいさちこ  
18番 藤橋 礼治

13番 堀 武  
15番 若園 五朗  
17番 松野 藤四郎

○本日の会議に欠席した議員（1名）

10番 若井 千尋

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	棚橋 敏明	副市長	早瀬 俊一
教育長	加納 博明	政策企画監	巢之内 亮
企画部長	梶浦 要	総務部長	広瀬 充利
市民部長	児玉 等	巢南庁舎 管理部長	松野 英泰
健康福祉部長	平塚 直樹	都市整備部長	鹿野 政和
環境水道部長	広瀬 進一	会計管理者	清水 千尋
教育次長	山本 康義	監査委員 事務局長	高山 浩之

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	広瀬 照泰	書記	松山 詔子
書記	宇野 伸二		

開議の宣告

○議長（藤橋礼治君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

また、傍聴にお越しいただきました皆様方、早朝からありがとうございます。最後までお願いいたします。

---

日程第1 議案第49号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第1、議案第49号瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

日程第2 議案第50号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第2、議案第50号瑞穂市印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

日程第3 議案第51号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第3、議案第51号瑞穂市文化財保護条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

#### 日程第4 議案第52号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第4、議案第52号平成29年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） おはようございます。

平成29年度瑞穂市歳入歳出決算事業報告書についての質疑をさせていただきます。

まず、この報告書の30ページにあります国際交流費の目で、国際交流推進事業費ということ で21万2,000円の実施事業として計上されていますけれども、これの趣旨と成果についてお聞きしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） おはようございます。

ただいまの御質問の国際交流費でございますが、こちらにつきましては、オレゴン州から日本のほうへ、特に大垣市を中心にホームステイを受け入れる事業でございまして、その中に同じく瑞穂市のほうも参加をして、そのときに受け入れを行っております。そのときのウエルカムパーティーを、ことしにおきましては巣南の公民館で行いまして、受け入れる家族の方と、それからオレゴン州から見えた方、人数はちょっと今覚えておりません。15名ほどだったと思いますけれども、そういった方との交流をその場でして、その後、各受け入れ先の御家庭のほうで国際交流をしていただくということで、その後、ほとんど高校生でございますので、そういった中で日本の文化やらそういったものに触れていただいて、その後も地元に戻られてからも、オレゴンのほうに戻られてからも日本との交流を、特に瑞穂市の方との交流も進んでおるといふふうに考えております。そういった意味では国際交流として、このやり方が今後どうかということは今も検討はしておりますけれども、国際交流の一環として推進はしておりますと、考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 交流が進んでいるというお話でしたけれども、ちょっと漠然としていて、本当に交流がどのように成果が出ているか、PDCAという視点でいうと、どういう成果が出ているので引き続き続けるのかという点については、もう少し成果という部分で具体的にあれ

ば、お聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） 今のところ、個々のその後、どのように交流が進んでいったかとか、そういった調査はしておりませんので、そこも含めて、この国際交流推進事業のあり方も考えていこうと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） こういう国際交流は、私は非常に大事なことだと思っています。ですから進めていただきたいんですけども、ただ漠然とやっているというか、例えば今回、今の場合は大垣市を中心にやっているところに瑞穂市も参加しているというイメージでお聞きしましたけれども、市内の高校生の中には、こういう国際交流をしたいというか、ホームステイをしたいという生徒さんがたくさんいると思うんですね。やっぱりそういう積極的に国際交流をしたいという方にとって非常に有意義な事業であるように、もう少し瑞穂市も、今、部長は内容をちょっと検討しながらというお話がありましたので、そういう人たち、子供たちが有意義に生かせる内容に検討していただけたらというふうに思いました。

じゃあ、今の件はそれで終わります。

次に31ページに基金積立費ということで、ここに基金積立費4億9,984万9,000円が計上されています。この中に基金による利息というのが書いていないんですけども、別冊の詳細に書いてあるところから見ますと、80ページに利子収入で378万円の利子収入があったと明記されております。

先日、議員で地方自治体の基金の運用について勉強会をしましたけれども、その中で話題として私も出させていただいたと思うんです。隣の本巢市では、28年度の運用収入が3,500万あるんですね。瑞穂市は378万、10分の1なんですけれども、基金の合計は本巢市も瑞穂市もそう変わらないです。なかなか今、財政収入をふやすという部分では難しい状況であるのは、もう万人が認めるところです。その中で、運用でこれだけの実勢をきわめている自治体もいるところを、もう一度ちょっと考えてみる必要があるかなあとと思います。私も、皆さんの税金をどのように運用するかという部分では、非常に難しいというか危惧する分もありますけれども、実際に隣接している自治体で、大体平成25年度から平成28年度まで、25年度は2,300万、26年度が3,900万、27年度が4,000万、28年度が3,500万と、何千万という利子、運用益を上げているという自治体がある中で、もう少し瑞穂市も財源確保という視点で検討すべきだと思いますけれども、市長、いかがでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 清水会計管理者。

○会計管理者（清水千尋君） ただいまの鳥居議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

確かに日本全国の中で利益を上げてみえる自治体も多々あります。今、具体的に上げられました本巢市さんも、確かに1年間で何千万という形で利息を上げてみえます。実際にお聞きしました。どのような形で、どのような商品を買ってやってみえるのかということで聞きますと、やっぱり過去に10年とか利率のいい時代に購入しているということで、ではここ数年はどのようにされてみえますかと聞きますと、もう金利政策の始まった25年、26年ぐらいが最後で、その後は購入のほうはしていませんよ。今の時代に購入しても、将来的にはやっぱり重荷になってしまうからということで、購入はしておりませんでした。他市の県内でも上げてみえるところを聞きますと、そういうふうにやっぱり今は購入を控えているという自治体が大変たくさんあります。ですが、全てが控えていて購入していないかということではなくて、やはり購入をして運用益を得ている自治体も確かにありますので、そういうところを調査しながら、また瑞穂市もそのようにできるように、少しでも上げられるように考えていきたいとは思いますが、ただ、今現在、長期のものを購入して、今後景気が向上し始めたときにそこで得ようと思っても、なかなかリスクが高過ぎて、購入を今差し控えているというのが今の現状でございます。その中において、もしいいものがあれば購入のほうも考えられるようにしていきたいと考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 今のお話で、他市町村のことも調べられて、瑞穂市としてどうしようかということは検討されているということで、ある部分理解できました。

当然のことなんですけれども、専門性を持った民間の会社とかがその辺のアドバイザーになると思います。その民間のアドバイスを十分に聞かれておられると思いますので、継続して財源確保の一つとして値すると思いますので、慎重に検討を進めていただきたいと思います。

それで、最後ですけれども、この決算報告書、29年度、事業がこのように終わったということなんですけれども、先ほど言いましたP D C Aで、この29年度に行われた事業の中で、今度30年度に対して、もうこの事業はやめたというような事業がありましたでしょうか。要は、そういうP D C Aの中で見直した事業があるかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬総務部長。

○総務部長（広瀬充利君） ただいまの鳥居議員の御質問にお答えします。

見直しは、当然各事業それぞれ見直しを図って、改善・改良をしながら事業は進めているところでございますが、スクラップした事業としましては、平和推進事業というようなことで長崎・広島のほうへ視察に行っておりましたが、そういったことについてはサンシャインホールでの平和推進事業のみとして地域の方々に大勢集まっていただいて、またことしも平和推進事業をサンシャインホールのほうで進めて、語り部の方たちとか、あるいはそういった平和のコ

ンサートを交えながらその事業を進めてはおりますが、全てをスクラップするというようなことはなかなかできていない状況かと思いますが、一つ一つの事業については一つずつ改善を進めているところでございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） スクラップというのは、それぞれの事業について、この事業はやめるといふ事業はなかったわけですね。中身を少し事業の状況を踏まえて変えたということですね。そういう答弁ということですね。

今までやった事業を、基本的に内容を本当に精査して変えていくという、それはありでしょう。だけれども、今までやった事業を全く事業として残してという部分が、今後それでいいのかという、本当にこの事業はもう断腸の思いで、もちろんそれは議会に諮っていただいて、しかじかこういう理由でやめるといふことを伝えていただきたいと思うんですけども、いわゆる張りをつけるということ、決算の出た時点では、ある程度報告が欲しいなという思いがあります。今までやってきたから事業として残っておるといふ、言い方はちょっと悪いですけども、やっぱりP D C Aが本当に行われているかどうかという部分では、この事業はなくなったという報告もあってしかるべきかなというふうに思いました。感想ですけども。

質問は以上です。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） おはようございます。

議席番号17番 松野でございます。

議長さんから発言の許可をいただきましたので、議案第52号平成29年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について、一部質疑をしたいというふうに思います。

これは、先般監査委員から出ている意見書に基づいておるんですけども、当初予算というのは、これは167億円でやられていましたね。最終的に収支決算は181億8,000万ということでございますけれども、この当初予算をつくるときには167億円をつくるわけですけども、市税とか地方消費税、あるいは地方交付税、国庫県支出金、あるいは市債、繰り越し、こういうふうで捻出をするわけですけども、足りない場合に財政調整基金、あるいは公共施設の基金を使ってやるというふうで、この167億円が出ておるわけですね。

それで、最終的の決算は181億幾らですけども、要は、この足りない場合に財政と公共施設を使って補うということになっていきますけれども、この財政調整基金、これが当初4億円を見込んだんですけども、最終的に決算を見るとゼロ円ということなんです。公共施設は、

基金は4.8億円を使うというんですが、最終的には2.6億円を使っているということでもあります。それで、181億8,000万円の収支決算の中で、どうして公共施設とか財政調整基金をゼロにしているのか、どうやってお金を賄ってきたか。ということは、結果的に市債を多く発行していると、こういうことになるんですね。要は、お金の使い方の運用が間違っているという。公共施設とか財政調整基金でやるよと言っておる中で市債で補っていると、こういうような現象だというふうに思いますが、そこら辺はどのようにお考えでしょうかね。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬総務部長。

○総務部長（広瀬充利君） ただいまの松野議員の御質問にお答えいたします。

議員が言われますように、当初は財政調整基金やら公共施設の基金を歳入として宛てがいがいまして予算としては入れているわけでございます。今回の補正予算についても3億円ほどの財政調整基金を入れているわけでございます。これは予算を成立するために、その場においては、やはり国庫支出金やら、あるいは固定資産税、あるいは住民税などの税収入など、あらゆるものが歳入として考えられるものを入れた後に、最後の予算の総枠を財政調整基金で調整しているのが現状でございます。そういった形で、先ほど市債が原因になっているというお話をいただきましたが、この市債につきましては事業があつて初めて起債が起こせる、例えば昨年の場合ですと野田橋の歩道橋整備事業、合併特例債を充てているものがございしますが、これにつきましては、もう合併特例債の発行期限が参っておりますので、一番有利な起債を起こしているというのが現状でありまして、むやみに起債を発行しているわけではなく、全てを現金、いわゆる財政調整基金、あるいは公共施設で賄うものでなく、後世の方々にも御負担をいただきながら、10年、20年、30年というような形で中・長期的に負担をいただきながら返していくということでございます。これは野田橋の例だけではなく、緊急防災の事業も消防債として発行しておりますし、また教育債におきましては本田小やら南小など、やはりその年だけの人ということではなしに、やはりその学校、施設につきましても長年にわたって使っていくということでございますし、またこういった起債につきましては国の第2次補正予算債ということで参ってまいりますので、充当率100%で交付税算入も50%というようなことで、いわゆる交付税に算入できて、確かにできるものを中心として、将来に負担のなるべくかからない形で起債を起こしておりますので、それを除いて最後に財政調整基金ということがございますので、決算としましては財政調整基金を入れる予定ではありましたが、ほかの国庫金やら県やら、あるいは税収入など、ほかで補完できるということがわかってまいりましたので、財政調整基金の部分を戻させていただいたということでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 監査委員が言っているのは、本来の不足財源の補填とは異なった予算運用をされているということを指摘されていますので、そこは十分認識をしてほしいと思います。

予算というのは、この見積もりは、年間のこの予算ベースで行うんですね。それで予算編成で、この時点で予測される全ての歳入歳出、これを計算してくるわけですがけれども、当市は補正予算というのか、これがかなり大きいと思うんですね。補正予算というのは、読んでいますと、法令もしくは制度の改正等、その後に生じた特別の事由に基づく編成に限ると言っておるんですね。前からも副市長は、当初予算で全ての事業について予算を計上するんだと、こういうことを常々言われておるわけですがけれども、167億円が181億8,000万となることは、これは補正とか何かで出てこないですね。それは、最初の予算の編成時が誤っているというふうにしかならないわけですね。そこら辺はどのように思われますか。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬総務部長。

○総務部長（広瀬充利君） ただいまの藤四郎議員の御質問にお答えいたします。

議員が言われますように、当初予算になるべく1年間の部分の予算を入れていくということで、補正予算ありきではないということは、ここ2年ぐらい行っているところかと思えます。

そんな中で、やはり今回の補正予算を見ていただいてもわかると思いますが、繰越金がございます、繰越金の額の2分の1以上を歳出として積み立てる。財政調整基金、あるいは公共施設とか、あるいは繰り上げ返済するというようなことで、どうしても歳出が出てまいりますし、近年はふるさと応援寄附金の歳入がふえてまいりまして、このふるさと応援基金の入ってきた収入全てを基金に積み立てるという方向性で積み立てておりまして、経費は別建てで歳出予算を組んでいるのが現状でございますので、どうしても予算枠としましては膨れ上がってしまっているのが現状でございます。それ以外には、緊急でどうしても工事を進めなければならないもの、あるいは補助メニューで、そのタイミングでしか予算が計上できないもの、あるいは前年度の部分で国からの歳入の部分の精算金でお返ししなければならないものとか、なるべく補正予算については最小限にとどめたいという気持ちは今も当然ある中での予算査定となり、今回も8億7,700万円ほどございますけど、そういったことで組んでございます。できれば私ももっと少ない補正予算額としたい気持ちはございますけど、今回この金額となったところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 議席番号16番 くまがいさちこです。

2点について質疑いたします。総括的にやりたいと思っておりますが、1つは委託料についてです。2つ目は、人件費というか人事というかです。一括質問ではないんですけども、最初に答弁していただく関係上、ちょっと概要だけ、最初の出だしだけ言っておきます。

委託費につきましては、事業書の2ページの最後のほうに委託料が、総務費、消防費等の減額、民生費、衛生費、土木費等の増額で計1億2,646万、1億2,000万の増額となり24億8,825万1,000円、前年度増5.4%と書いてあります。これが審査意見書の58、59ページを見ますと、監査のほうの58、59ページ、一般会計歳出節別支出状況表の13を見ますと、委託料、予算が約26億2,000万ですね、支出は約25億ですね。右へ行きますと不用額が6,337万とあります。お聞きしたいのは、この不用額の理由ですね。はっきり言えば、委託を取り上げたというようなものはこの中にあるのかということです。どういう経緯で6,337万5,340円不用になったか、中身を教えていただきたい。

それから委託料につきましては、そのプロセスですね、委託の仕方、委託契約はいつの時点で結ぶのかとか、そういうプロセスを教えてください。

もう一つ、人件費につきましては、これは事業報告書の25ページにあります。29年度秘書管理費として4. 秘書管理費（職員人件費を除く）と書いてあるんですけども、この職員人件費というのは別口のどこにあるのかなと思って探しますと、先ほどの審査意見書のやっぱり58、59なのかなと思うんですが、ここの節別1. 報酬は職員じゃないと思うんですけど、2の給料、3の職員手当等、4の共済費、この辺までなんですかね、まずこれを確認させてください。膨大な人件費を使っているわけですね。人件費がそうすると総額で幾らかというのがわかるので、両方足すと、それを教えてください。

それから職員について人件費のほかに、事業報告書の25ページに戻ります。(3)に職員採用試験の実施状況というのがあります。申し込み者数があって、実際に受験した方の数があって、採用者数があります。採用者数は、例えば一般行政職だったら申し込みは95人で、採用したのは4人とか、それからあとゼロ・ゼロ・ゼロというのも続きますが、採用試験があったわけですね、受験者数はあるわけですからゼロではないわけですから。それで、採用者数がゼロとなっているところはどのような理由で、採用目的はあったんだけど採用しなかった理由ですね、試験に落ちた理由です。あと、例えば一般行政職の障害者の雇用もお一人受けられて採用者数はゼロとなっていますが、これもどのような理由で採用にならなかったか。もう一つは、精神保健福祉士も試験を受けた方が1人なんですけど、ゼロとなっています。非常に必要だからこの試験をしたと思うんですが、どういう理由で採用されなかったのか。

もう一つ、その表の下に職員採用試験委託料88万5,000円とありますが、どういう試験をどこに委託しているのか。それから職員採用については、この委託した試験だけでなく、面接とかプロセスがあると思うんですが、それも含めてお聞きしますということで、自席に戻ります。

委託料のことからまずお答えください。再質問を自席でさせていただきます。以上です。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬総務部長。

○総務部長（広瀬充利君） ただいまのくまがい議員の御質問にお答えいたします。

まずもって委託料ということでございまして、まず1点目が、監査委員さんからの58ページ、59ページの意見のところ、不用額が6,337万5,340円ということで、その理由ということでよろしかったでしょうか。

その不用額と申しますのは、一般的には委託の予定額がございまして、入札などいたしますと契約額が、いわゆる価格が下がっているというのが一般的でございまして。または、その委託について途中で業務変更などが例えばあったりして、ふえたり減ったりしていくというようなこととか、あるいは委託でも単価契約とかしている場合については、例えば健診などですと、例えば若年健診などですと、1人頭その健診は幾らとかありますけど、当初の予定の予算のときには何人を想定していますけど、若干ふえたり減ったりとかというところで当然増減があったりします。一般的にはそういったことかと思っておりますし、例えば岐阜市消防の委託料ですと、当初に岐阜市のほうから委託料が積算されてきますけど、最後、精算されますと、そのときに減額というようなことが起きたりします。そういったことを合わせますとこういった額になってくるというのが現状でございまして、一つ一つの委託料の精査については、主なものはしてございますけど、そういったケースが多いということで答弁とさせていただきます。

続いて、委託を取り上げたものの中身というか、何か言われませんでしたか。よろしかったでしょうか。

プロセスでいいですか。

それでは、2点目ではプロセスということでございまして、一般的に委託については、まず委託伺いという伺い書を決裁として回します。2点目に契約伺い、最後、そのときに業者選定というようなことの業者で、どういった業者に委託をかけていくか。指定であれば何社か、3社以上の業者にということでやっておりますし、大きな事業となりますと指名委員会で競争ということになりますので、そういった形で業者選考委員会で選考させていただいた後に、契約へ入札ということで進めてまいります。小さなものは各課でやっておりますので、その後、契約に結んでいくというような流れでございまして。

まず、委託については以上で答弁とさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 委託プロセスのうち、委託伺い、契約伺いの決裁は、上のどこまで行くんでしょうかということと、さっき課で決めると言ったのは、業者選定、大きな事業ではなくて細かいのは課で決められるんでしょうか。今3つ言われましたね。委託伺い、契約

伺い、それから業者選定になると。そのうち伺いというと決裁は上まで行くのか。さっき課で決められると言ったのは、このうちの業者選定なのか、ちょっと教えてください。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬総務部長。

○総務部長（広瀬充利君） まず決裁でございますが、決裁については額に応じてということで、市長さんまで行くもの、あるいは副市長さんまで行くもの、部長どまりのもの、課長どまりのものというようなことで、額に応じて決まっております。また、各課、各部での対応については、委託については50万円以下については、その部署で行っているところでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） これは例規集にもありますよね、専決事項として。課長は幾ら以下、部長、副市長、市長というふうに金額が決まっていますよね。

そこで確認したいのは、今、プロセスの御説明の中で委託伺い、契約伺い、業者選定の後に委託契約をすることになると言われました。つまり、お聞きしたいのは、委託契約が最後になるわけで、今のプロセスの御説明では、委託契約をしていない段階では委託料というのはわからないわけですよね。そうすると、例えば各課でやるような、細かいというかそういう事業については、委託契約がしていなければ、その委託伺い、契約、それから業者選定と、これを経ても委託を取り消すことはできるのか。つまり、もっとわかりやすく言います。ごめんなさい。さっきの不用額の中に委託を取り消したものがあつたか聞いたんですけど、委託契約をしていなければ取り消したことになりませんよね、委託契約が最後になるわけだから。そのことをちょっと確認したいんです。つまり、具体的に言わないとちょっとわかりかねると思うんですが、私、一般質問で出しているわけですが、これは平成30年度のことですけれど、社協に例えば委託するという、そして、モデル事業としてもう2年も先行してやっていて、30年度はもう委託するという予算も上がっている。ところが、今のプロセス上、委託契約を29年度末にしていなければ、委託先ですね、この場合は社協ですけど、当然、もうモデル事業を2年もやっているんだし、業者選定ではないので全部事業の用意をしているわけですね。ところが、委託契約をしていなければ委託契約取り消しになっちゃうのか、それをこの総括で確認しておきたいんですが、そういう仕組みなんですか。ですから、まず言っていただきたいのは、不用額の中に委託契約したけれど委託はしなかったという例があるのか。過去ですね、これは29年度ですけど、これをまずお答えください。不用額、委託を取り消して、この委託料が余ったというような事業のお金があるのかをまずお聞きします。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬総務部長。

○総務部長（広瀬充利君） ただいまの御質問にお答えします。

先ほども申しましたが、一般的には、最終的には不用額となれば予算額も減額しまして、皆

さん方に補正予算の中で委託の減額ということで報告をさせていただいているのが現状でございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） それはわかります。そんなことは聞いていないんです。

もう一回言いますね。

こうプロセスがあるわけですね、委託のね、今御説明いただいた。最後に、ここに委託してもいいなと委託契約になるわけですよ。そうすると、これは一般質問の前段階とさせていただきます。先に委託のことを調べておきたいので。そうすると、委託契約を破棄する場合、具体的に言わないとわからないもんですからちょっと言いますけれど、社協は委託事業をずうっと2年かけて、3年目は本事業になるといって用意しているわけですが、ことしの3月の予算を議会で通した後にお金が払われなかった。つまり、イコール委託されなかったわけですね。こういう場合は不用額に入っていないということはわかりました、今の御説明で。そうおっしゃいませんけど、そういうことですよ。それで、こういう例は、金額に関係なくですよ、当然そこに、事業として私たちは3月にもう説明を受けていますのでね、この事業は予算のときに社協に委託しますと。それが、3月末に、議会も通ったのを委託契約のお金なしで、お金なしということは、もう委託契約はしませんということですよ。だから、契約破棄にはならないんですよ。ならないんですけど、こういう例はあるのかをちょっと教えてください、委託に関して。つまり、会計上は全然破棄として出てこないわけですよ、契約前ならば。不用額で出ないわけですよ。じゃあ、先にそこだけ確認します。契約する前に……。

[発言する者あり]

○16番（くまがいさちこ君） 予算はですね。だけど、委託になりませんよね。そのところが非常に私は理解しがたいんですが、それとも不用額になるわけですか。今年度の事業は例に出ただけで、別に一般的な話として、しているんですよ。委託契約をしていなければ、それは不用額にはならないのか。だって、委託契約が最後ですもんね、これ、プロセスとしては。ちょっとそこを教えてください。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬総務部長。

○総務部長（広瀬充利君） まず、ちょっと58ページ、59ページをごらんいただきたいと思えます。

58ページには予算の現額、例えば今言われましたように、委託料については26億1,752万5,000円でございます。支出額が24億8,825万660円でございます。それで、繰越額が6,500万円ほどで不用額が6,300万円ほどということです。予算現額に予算があるもので支出を引いた残りが繰り越しと不用額ということですね。予算にないもの、当初予算はあっても3月までの間

に補正予算で減額しておれば、この予算現額には入っていませんので、当初予算には、例えばある事業の委託料を組んだけど、何らかの理由で、やっぱりちょっとその準備ができないとか、どうしてもその委託ができない状態になれば予算減額しますので、もうもとからないです。だから不用額には入りません、そういう場合は。それで、予算として残っておるもので、まだまだ予算はあるけれど、先ほど言いましたように不用額として支出済額との差額等で不用額になるものが出てくるというのが不用額でございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） よくわかりました。つまり、数字上は不用額に入らない。残る問題は、信義の問題というか、誠実さというか、そういう問題になるということを確認できましたので。突然に、ずうっと準備してきて予算にも上がっていると、委託先ももうわかっていますよ、そういう場合、相手先はその事業のずうっと準備をしているわけですよ。それが、委託契約がまだしていないからといって突然に、3月の議会も通った後で、委託契約前で、もう一回言いますね、3月議会の予算は通った。しかし、委託契約はこれからだというその3月末に、突然に委託費を出さない、契約の破棄になりますね。契約破棄じゃないですよ、契約していないから。というのは、数字上は何ら問題がないということですね。あとは信義の問題と、誠実さと、そういう解釈でいいですかね。数字上は、もうそういうことがあったから前段階で調べている。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬総務部長。

○総務部長（広瀬充利君） 済みません、いま一度言いますが、今の例は30年度の例を言ってみるので、私は29年度の決算の57ページ、58ページの一般論を話していますので、くまがい議員さんが言ってみるのは、3月末は議会が議決されて、4月からの契約の準備として3月末に契約のそういう準備をしたところで、今言われた、まだ契約できていないとかいう話かと思えますので、それはまだ30年度、今年度ですから、今年度まだ途中でございまして、この途中でどうなるかは、執行されていくのか、先ほど言った1つの例で、もう予算そのものを落とすのか、そのままにして不用額としてなるのか、それはちょっと現課でないとわかりませんので、私は答弁を控えさせていただきます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） その事業は、もう既に始まり間もなく終わるので、今から委託契約をして委託金が出るというじゃありません、ことしのね。それはあくまで例であって、一般的に、当然委託を2年前からするといつてモデル事業までして、でも、まだ委託契約がしていないからといって突然に委託を破棄され、つまり委託料がもらえなくても、それは数字に出

てくるか出てこないものかとお聞きしたかったんです。出てこないということはよくわかりましたので、監査上は何も問題がなくなるわけですね。しかし、これは大変な影響を周りに与えるものですから、続きは一般質問でさせていただきます。仕組みだけちょっと確認したかったんです、委託という。

もう一つ、職員の人件費絡みというか採用のことをお聞きします。

今の話は、つまり監査上、何の問題もなくとも、また別の問題があるということです。

それでは、採用試験のことは事業書の25ページです。先ほど前で申し上げましたが、まず25ページの真ん中、秘書管理費の秘書管理費（職員人件費を除く）、この職員人件費というのは、先ほどの繰り返しますが、58ページの節別の給料、職員手当、共済費、この3つが入るんですか、まずこれをちょっと確認させてください。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬総務部長。

○総務部長（広瀬充利君） 一般的にですが、先ほどの58ページの予算の中では、全体の人件費としましては、02節給料、03の職員手当等、04の共済費が当てはまりますが、この25ページの職員人件費を除くというのは、ここの24ページに左側に文書広報費で人件費というのがございますので、ここの秘書管理費の中には職員人件費は入っていないよという意味を指しているだけのことです。以上、答弁とさせていただきます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 先に手を挙げていらっしゃいましたね。

○議長（藤橋礼治君） 総務部長。

○総務部長（広瀬充利君） 済みません。人件費は秘書広報課で全部持っているんじゃなくて、各課それぞれに職員の配置をしておりますので、それぞれのページに人件費分が掲載されております。そういった意味では、合計は先ほど言った58ページの02、03、04ということでございますし、25ページの、ここの4の秘書管理費には職員人件費は入っていませんよということだけですので御理解願います。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） ありがとうございます。よくわかりました。

それにしても膨大な職員人件費を使っているわけですね。皆さん公務員でいらっしゃるわけで、公務員たたきには相変わらずあると思いますが、私が15年職員の皆さんを見させていただいていると言うと非常にあれですけど、間近でおつき合いさせていただいて、本当に大切な仕事だと思っんですね。

それで、具体的なことに入りますが、(3)の職員採用試験の実施状況です。この中で、受験

者数が1あってもゼロになっている2つを質問いたしますが、一般行政職の障害者雇用ですね。それから精神保健福祉士もゼロ。これは一緒にはできないんですけど、まずどういう理由でゼロ、採用試験に受からなかったわけですね、合格しなかったその理由というのは、根拠をちょっと教えてください。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬総務部長。

○総務部長（広瀬充利君） ただいまの質問にお答えいたします。

例えば、精神保健福祉士の例でございますと、1人の方の申し込みがありまして、1人の方が受けていただきました。この方の場合ですと、採用試験をしまして、一般教科といいますか公務員の教養の部門、あるいは精神保健福祉士ですから専門の部門の試験、こういったような試験を行いまして、当然点数が出てまいります。また作文も書いていただきます。また、クレペリン検査というようなこともそこに行いますし、性格的なものですね、そういったものを判断する手法でございます。そして面接と、個人面接というようなものを順次行いまして最終的に判断をさせていただくということで、その中で適した採用には至らなかったということでございますので御理解願います。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） プロセスをお答えいただきました。

そうしますと、職員採用試験委託料が入っていますが、この委託は、今お答えいただきましたプロセスの、どこを委託しているのか教えてください。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬総務部長。

○総務部長（広瀬充利君） 先ほども申しましたように、一般教養部門の試験やら専門の部門、そういったもの、そしてクレペリン、ここの試験についてはそういった形でございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 3つですね。一般教養と専門知識の試験とクレペリンと。作文は違いますか。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬総務部長。

○総務部長（広瀬充利君） 作文は自分で書いていただいて、それを私どもで見させていただくということですので、委託の内容とはなっておりません。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） そうしますと、この委託して合格した人は、主に、より客観的に、点数とか極端な性格ではないとか、そういう試験で委託先で判断するものであって、瑞穂

市が判断するのは作文と面接でよろしいですか。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬総務部長。

○総務部長（広瀬充利君） 判断は全て瑞穂市でございます。点数はつけていただきますけど、先ほどの教養とか専門についてとかクレペリンについてと、そういったものを参考にしながら面接等、いわゆる今、非常に叫ばれていますのがコミュニケーション能力というのが今重要視されておりますので、その辺も含めて面接では聞かせていただく中で、こちらが判断をしたりとか、協調性とか、あるいは責任感とか、そういった面接で、ある程度判断する項目がございますので、そういった形での面接試験を行うということでございますので、何もかも点数ありきで、点数だけが高ければ、もう点数順になるよということではございませんので御理解願います。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 採用試験について確認したかったのは、まさにそこなんです。もちろん客観的な、一般教養とか専門的知識とかクレペリンがちょっと危ういという人はもちろん上がってこないだろうと思えますけれども、上がってきた人の中でも客観的な点数のものを優先するんじゃなくて、今言われたように、コミュニケーション能力とか協調性とか、そういうものも一緒に判断するということですね。はい、よくわかりました。

最初に申し上げましたけど、15年、間近に公務員の方々とおつき合いさせていただいて、非常に瑞穂市の公務員、職員の中の難しさというのはよく見させていただきました。ちょっと一例を挙げますが、極端だったとは思いますが、ある職員の方で到底仕事ができないと。やめていただくときに、非常に市は苦勞なさいましたね。巢南庁舎に每日一室に来ていただいて、それを何年もじゃなかったですか、あれ。後から不当解雇にならんよという配慮までしてというのも見させていただきました。多分その方も、この採用試験では客観的な点数もよかったんだろうし、市も兼ね合いを見ても採用になった方なわけですよ。でも、そういう例も見させていた……。静かにしていただけますか。

〔「質問がずれておる」の声あり〕

○16番（くまがいさちこ君） ずれていません。総括というんです、こういうのを。総括的な質問ですから、採用に関しての。

膨大なお金を使っているわけですから、職員の人件費は。ですからきょうは採用のところですけど、どういう人物を、生涯、公務員はめったに解雇されませんので、採用するかというのは大変重要ですので、税金を使って、確認させていただきました。結論としては、市は点数だけでは採らないと。いろんな面接や作文も加味して、総合的にコミュニケーション能力や協調性もある人を採用するという事は確認できましたので、以上で終わります。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

#### 日程第5 議案第53号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第5、議案第53号平成29年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番の日本共産党の小川理でございます。

国保会計の特別決算について質問させていただきたいというふうに思いますが、事業報告書がございますが、87ページ、この国保会計の概要、保健事業、保険税徴収率、それから大きな柱として、2つ目としては歳入歳出の状況についてが述べられておりますので、ここに述べられていることにかかわって質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず1つ目でございますが、お尋ねしたいというふうに思います。

概要のところでも冒頭、このように書かれておりますが、国保の加入者といいますのは、年齢構成が高いとか、あるいは医療費の水準が高く、一方で所得水準が低く保険税負担が重い、このようなことが国保の構造的な問題であるというふうに言っておられます。そこで、ちょっと2つお尋ねをしたいというふうに思います。

1つは、保険税の負担が重いとここに言われておりますけれども、瑞穂市の1人当たり平均の保険税は幾らになるのか、これをお尋ねしたいというふうに思います。

もう一つは、この中でこういった構造的な問題解決をしていく、そのために平成30年度から都道府県が財政運営で責任主体となって国保運営の中心的な役割を果たすと、こう述べられておりますが、そこでお尋ねしたいというふうに思いますのは、今言いました国保の負担が重い、保険税の負担が重い、この構造的な問題が国保の都道府県化によって解決されていく、そのように考えておられるのかどうか、まずお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 児玉市民部長。

○市民部長（児玉 等君） ただいまの御質問について説明をさせていただきます。

まず、1人平均の保険税についてということでございますが、1人当たりの平成29年度の保険税は10万3,337円となっております。それから都道府県化によって保険税の負担が解決される

かというようなお話でしたが、国民健康保険の県単位化というものは、まず財政運営の安定化、それから事業の運営の効率化というものを目指しておりますので、直ちに保険税負担の解決に直接的に結びつくものではないと、そんなふうに考えております。概要のところにもありましたように、まず加入者の所得水準が低いといったようなところに問題があるのではないかなというふうに思っております。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 都道府県化が、保険税の負担の軽減といいますか、この問題を解決することに、直ちにつながらないという、そういう答弁でございました。私もそのように思います。次に、所得水準が低いという問題でございますが、当市の加入世帯の平均所得についてお尋ねしたいと思います。また、この加入者の加入世帯の平均所得ですが、近年どのようになっておるかということがわかれば教えていただきたい。

○議長（藤橋礼治君） 児玉市民部長。

○市民部長（児玉 等君） ただいまの御質問についてですが、まず加入世帯の平均所得は、平成29年度、本算定の時点におきまして139万8,000円となっております。あと、近年の推移ということですが、平成28年度以降、平均所得は減少傾向にあります。これは、被用者保険の適用が範囲が拡大されたという影響もあるのではないかなというふうに考えております。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 次にお尋ねしたいというふうに思います。

国保ですけど、所得の低い人たちが多くということではありますが、この中で、所得の低い人ほど負担が重くなっていないかと。これはどういうことかといいますと、保険税の所得比というのがあります。所得に対して保険税の割合がどのようになっているのか。つまり、所得の低い人ほどその負担の割合が高いのではないかなというふうに思うんですけども、この点については具体的に例を挙げてお尋ねしたいというふうに思います。所得金額が200万、あるいは300万、400万円のそれぞれございますが、保険税の所得比がどのようになっているか、お尋ねしたいというふうに思います。

これは具体的なケースでお尋ねする必要がありますので、40歳以上の夫婦と子供1人の場合、固定資産税8万円と仮定した場合、どのようになるかという点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 児玉市民部長。

○市民部長（児玉 等君） 保険税の所得比ということでございますが、まず200万の所得の場合ですと、所得に対しまして17.9%、300万円の場合ですと約15.3%、400万の場合ですと

14.0%というふうになっております。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 私は決算の質問をしておるわけですが、その決算の中で、この国保がどのようになっておるかということでお尋ねしたところです。

次に、法定減免がございます。これは7割・5割・2割がございますが、それぞれの世帯数についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 児玉市民部長。

○市民部長（児玉 等君） まず、7割軽減の世帯ですが1,507世帯、それから5割軽減の世帯が877世帯、2割軽減の世帯が816世帯でございます。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 続きまして、保険税の滞納でございますが、この決算におきます年度末の滞納世帯と、その滞納世帯の割合がどのようになっているか、お尋ねしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 児玉市民部長。

○市民部長（児玉 等君） 滞納世帯数と割合ということでございますが、まず世帯数ですが、現年度分が375世帯、滞納繰越分が860世帯ということでございます。ただ、これは割合ということになりますと、今申し上げました世帯数には、現在の加入世帯だけではなくて異動した、例えば転出してしまったり国保の資格がなくなったり、そういった世帯も入っておりますので、ちょっと割合までは出せておりませんのでよろしく申し上げます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） いろいろ推移は1年を通してありますので、年度末決算時の割合でも教えていただければというふうに思っておりましたので、またお尋ねしたいというふうに思いますのでよろしく申し上げます。

次に、差し押さえ件数は346件というふうに決算で報告されております。私、そこでお尋ねしたいんですけど、その中で、法令で定めるところの差し押さえ金額というのがございます。これを超えて年金や給料が振り込まれたときに全額を差し押さえる、このような事案がないのか、お尋ねしたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 児玉市民部長。

○市民部長（児玉 等君） 差し押さえに関しましては、当然法令は遵守しまして行っている状況でございます。預金口座を差し押さえる場合は、いろいろこちらから呼びかけをするんですが、全く応じていただけない方とか、ある意味ちょっと悪質かなあというような印象を持つ方

に対して行っておりまして、仮に残高がゼロとなってしまう場合には処分保留をしまして、改めて納税相談をしてもらうようお願いするようしております。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 次に、この事業報告書でございますが、歳入歳出のところについてお尋ねをしていきたいと思っております。29年度の翌年度の繰越額が約5億2,000万円ですが、大変多いなあと、こういう印象をまず持ちました。多いというのか、多過ぎるというふうに思うんですね。昨年もそのようなことを私は申し上げましたけれども、この昨年よりも約4,900万円もふえておる、こういう歳入歳出の状況です。これはなぜこのようになるのかということをお尋ねしたいというふうに思いますが、これはやっぱり保険税の取り過ぎが原因ではないかというふうに思うんですけれども、お答えをしていただきたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 児玉市民部長。

○市民部長（児玉 等君） 繰り越しがふえた理由ということですが、まず主な理由としまして1つ、収納率が上がっているということが上げられると思っております。それから平成29年度の歳入に関しまして申し上げますと、まず国庫支出金がふえています。それから歳出のほうでは共同事業拠出金の歳出が減っております。あと、単年度収支4,860万ということですが、黒字ということですが、これは単年度に限って言いますと、例えば保険給付費と比較しますと保険給付費の1カ月分の18%にとどまっております、それほど大きいものではないのかなというふうな認識を持っています。なお、今年度については、平成30年度につきましては税率を改正しておりますので、次年度の繰り越しは、これほどまでは膨らまないのかなあというふうに見込んでおります。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 次に、基金でございますけれども、これも昨年よりも5,000万円ふえると、こういう決算になるわけです。5億8,000万円。それで、この基金の残高といいますのは1人当たり幾らの金額になるのかということをお尋ねしたいと思っております。

○議長（藤橋礼治君） 児玉市民部長。

○市民部長（児玉 等君） 1人当たりになりますと5万4,000円となります。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 最後でございますが、この繰越金、それから基金、これを合わせますと約11億円にもなります。私は、これを活用して保険税をどのように下げていくかということが問題だと思います。どのようにその点について考えておられるのか、お尋ねしたい。

もう一つですけれども、今年度から資産割の減税というのが行われまして、資産のある方については税額が軽減されております。しかし、一方で、資産のない世帯についていいますと所得割のみの増税と、こういうことになるわけです。そうした資産のない世帯にも保険税を引き下げる、この財源というのは、私先ほど言いましたけれども、繰り越しもある、それから基金もある、こういうことを考えたときには財源は十分にあるのではないのかなというふうに思いますが、お尋ねしたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 児玉市民部長。

○市民部長（児玉 等君） まず保険税についてでございますが、国民健康保険の県単位化に伴いまして、県が標準保険税率というのを示しております。これに近づけるように市の保険税も、この標準より高い場合は引き下げる方向で保険税率を協議していきたいと思っております。

それから基金の使い道としましては、国民健康保険税の資産割を段階的に削減していくところで、所得割の上げ幅をできるだけ少なくしまして、その減収分を基金で補うようにということで進めているところでございます。

また、納付金を県に納めるわけですけれども、こちらの納付金のうち保険税で集めるべきとされる金額というのも示されておまして、この金額と市の実際の賦課額との間に開き、不足があるために、この不足分を基金や繰越金で補う予定もしております。

そのほか基金を利用して保険税の拡大といったことも検討していきたいと考えていますし、あと基金の目的であります保健事業の健全かつ運営に必要な経費に充てるためということで、ある程度の金額の確保も必要ではないのかなというふうにも考えております。以上です。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 議席番号17番 松野でございます。

議案第53号の国保関係の決算の認定でございますけれども、小川さんと関連するわけですが、要は繰越金が5.2億円あるということですね、29年度決算からいきますと。そうすると、最終的に基金が10億から11億円になるという話です。それで、保険税について賦課方式を4方式から平成36年度までに3方式にするという計画であります。そこは所得税と資産税でいろいろ調整しながら資産税をゼロ%にするため、現在27%ですが、ゼロ%にするために所得税ほうで5.0幾つのパーセントが最終的に7.何%ということになるわけです。それは資産税の1.2億円分をそちらのほうでカバーするために所得税を上げるということでございます。

それで、毎年毎年この繰越金が出てくるわけですね。基金も11億円もあるという話です。6年かかって資産税をゼロにするという話ですが、基金がこれだけあるならば、基金は最終的に執行部の考えは、多分1.5億円あればいいというようなふう聞いております。国保の基金は

1.5億円あればいいというふうには、ある資料にも書いてありました。ですから、6年かかってやるんじゃないかと、ここ1年か2年の間にその資産税をゼロにするというような格好で前倒しという計画は、この決算からの状況から見て考えられると思いますが、どのような考えでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 児玉市民部長。

○市民部長（児玉 等君） ただいまの御質問について説明をさせていただきます。

資産割を一度にゼロにというお話だったかと思いますが、議員が先ほど説明されましたとおり、資産割を下げるとしめすと所得割を上げざるを得ないということで、一気にこれを行いますと非常に影響が大き過ぎるため現実的ではないというふうに考えております。とはいうものの、基金が毎年といますか、ある意味十分過ぎるぐらいございますので、当初、この資産割の軽減を今年度から2年ごとにということで計画しておりましたが、今年度、平成30年度、27%から20.25%に下げしております。これを来年度、もう一年、これを20.25%を32年度から下げる予定をしておりましたものを、少し前倒ししまして31年度から少しまた下げさせていただくというようなことで今計画をしておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 前倒しをしていただくという話ですね。

それで、私が言っているのは、所得税のほうは、これは一気にやらなくてもいいですよ。36年度までに7.07%にさせていただければいいですよ。今5.何%をね、値上げを。資産税のほうは、その基金というよりは繰越金が10億ありますから、それを使って一気にゼロでもできますよということをおっしゃるんですね、僕は。両方やってくれとは言っておらんですよ。所得のほうですと大変ですよ、それは一気に上げたら。2年置きに見直し、税率を少し上げていくと、これはやむを得ないと思いますけれども、資産税のほうは、その基金を使ってやればできるんじゃないかと、前倒しを。それで、これを何年かかってやる前倒しというのは、次回32年度に見直ししますね、2年ごとになるんですから。そのときにゼロになるんですかということですよ。

○議長（藤橋礼治君） 児玉市民部長。

○市民部長（児玉 等君） 説明不足で申しわけありません。

まず、31年度にざっと4分の1、ことし4分の1下げしております。それで、31年度に4分の1、それから次、2年置きまして33年度、最終的に35年度にゼロとするようなところで今のところは計画をしております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） なぜかといいますと、ここ数年、国保運営というのは非常に順調よ

くいつておるといことですよね。単年度収支でも黒字になっておりますよね。ですから35年と、1年これは早めるだけやね。そこを思い切ってもっと短縮しないかんですよね。そういう考えはないですか。市長にお尋ねするんですけれども、これだけこの繰り越しがどんどん出てくるんですね。国保は本当によっぽど最初のころ、当初予算というのか、しっかりできていないというふうに感じるわけですよ。繰越金、基金が10億円もあるんですよ、最終的に。これは国保の運営ってまずいと思うんですよ。市長、どのようなお考えですか、この決算状況から見て。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 失礼をいたします。

ただいま御質問のあった件でございますけれども、確かに国保の制度も社会保険への対象者がかわられる方が結構ありまして、対象者そのものも減ってきております。そうしてから、あと県の単位化で市町村の割合がどうするかというのは今年度初めて示されてきました。昨年度、それに備えて税率を見直させていただいたわけでございますが、あくまで今回の決算は、その前の税率でございますので、今回、今のところということで先ほど市民部長が言いましたが、とりあえず1年前倒しをさせていただいて、また状況を見がてら見直しをしていきたいと思っておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思っております。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。再開は10時50分でございます。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時51分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

---

#### 日程第6 議案第54号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第6、議案第54号平成29年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

日程第7 議案第55号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第7、議案第55号平成29年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

日程第8 議案第56号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第8、議案第56号平成29年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

日程第9 議案第57号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第9、議案第57号平成29年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

日程第10 議案第58号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第10、議案第58号平成29年度瑞穂市水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

日程第11 議案第59号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第11、議案第59号平成29年度瑞穂市水道事業会計剰余金の処分についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

日程第12 議案第60号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第12、議案第60号平成30年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。御無礼しました。

○6番（杉原克巳君） なかなか議長にも名前を覚えていただけないもので、何か寂しい気もしますが、やはりそれだけのキャラクターがあるのかなあというふうで、いいほうに解釈いたしました。

議席番号6番の杉原克巳でございます。

今、議長から質問の許可をいただきましたものですから質問をさせていただきます。

議案第60号平成30年度瑞穂市一般会計補正予算ということで、質問項目は、補正予算概要の2ページを中心に、地方交付税と寄附金、それから繰入金、繰越金、この4勘定科目につきまして質問をさせていただきます。

最初に、地方交付税のことにつきまして質問をさせていただきます。

2ページ目の一般会計の歳入・歳出款別一覧のほうを見ますと、補正前が21億3,000万と、そうしまして今回の補正でマイナスの6,984万1,000円で、計20億6,015万9,000円という数字になっておるわけでございます。まず、この経緯というんですか、昨年の数値から経過を追って御説明させていただいたほうがいいのではないのかなあというふうに思っておるようなわけで

ございまして、昨年の数字は一応、地方交付税は23億7,872万1,000円と、それで30年度の、仮にこのマイナス6,984万1,000円を引きました補正後の金額でいきますと20億6,015万9,000円ということで、差し引き見込み額でいきますと3億1,856万2,000円の減ということになっておるようなわけでございます。市長もかねがね議会の所信表明でも、地方交付税、要するにこれが年々減ってくるということで緊縮財政になってくるというようなことをいつも言っておられるわけでございますが、まず1つ、ここで最初にお答えを願いたいのは、こういうことで昨年、本年もこういうふうになってきますと、やはり事業関係におきまして、要するに事業計画におきまして支障が出てくるのではないかなあというふうに考えておるようなわけでございます。ですからそこら辺のことも、やはり先般の所信表明でも未来志向ということも市長はおっしゃいましたものですから、そこら辺を考えて、今後どういうふうを考えておられるかというようなことを、それで私なりに、この地方交付税といいますのは、財政収入額から財政需要額、それを引いたものをもとにしまして、あと法人税、消費税、それから所得税が22.3%、それから酒税が32%、それから法人税が34%ということで、そのトータルをもとに算出をされておるようなわけでございますということで、それからもう一つ言いますと、私なりに1つ考えておりますのは、市税、これも昨年とことしの予算表を見ておりますと、昨年の市税は69億5,717万4,000円と、それで本年が69億1,568万6,000円ということで、差し引きしますと4,148万8,000円の減になっておるわけなんですね。それで、これの地方交付税の交付は4月、6月、9月、それから11月の4回なんですね。それで今回の6,900万というものは、これは6月までの分なのか、それとも、もう9月の決定した数字も含めたものが6,900万のマイナスになっておるかということ、この2つをまずもって御答弁いただきたいと思います。それ以後は自席のほうで質問をさせていただきます。以上、よろしく願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬総務部長。

○総務部長（広瀬充利君） ただいまの杉原議員の御質問にお答えいたします。

まずもって地方交付税でございますが、今回は地方交付税の中に普通交付税と特別交付税というのがございまして、今回は普通交付税の減額ということで6,984万1,000円となっております。当初予算については18億5,000万円、その金額から差し引きして17億8,015万9,000円ということでございます。これにつきましては、普通交付税は交付決定額が来てございますので、それに基づきまして交付見込みとして予算査定をさせていただきました。なお、特別交付税については、まだまだこれから申請したりしまして金額が定まってまいりますので、その金額によってトータルの地方交付税が出てくるというふうに考えてございますので、御理解を願います。なお、先ほど地方交付税全体の昨年との比較というのがございましたが、普通交付税だけですと平成29年度が20億9,191万7,000円ということで、昨年より今の段階で14.9%下がった17億8,015万9,000円というふうに把握しております。

以上、答弁とさせていただきます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6番（杉原克巳君） それで、これは30年度は、もう下げたというふうでよろしいですね、この17億は。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬総務部長。

○総務部長（広瀬充利君） 普通交付税にあつては、この金額で決定かと思っております。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6番（杉原克巳君） では次、寄附金のことにつきまして質問をさせていただきます。

寄附金は、これはふるさと納税がプラス2億1,000万ということで5億283万ということで、先日も勉強会のときに企画部長が我々の質問に対して、今、総務省が、野田総務大臣が何か非常にシビアなことで、きょうの新聞も私ちょっと持ってきたわけなんですけど、要するにイレギュラーな対応はだめやということで、実は来年の4月からは法律を制定し直して厳しく罰するというので、例えば、その地方自治体に寄附をされた方は、要するにそういう恩恵はもう与えないというようなことで、何か非常に厳しいお達しが出るようなことでございまして、要は、今日までに至った経過というものは、私もちょっと新聞等を見ておりますと、この3月に総務省から強いお達しが出ておるわけなんです。要するに地元の産品以外はいけませんよと、高価なものはいけませんよということで、そういうことにもかかわらず、まだ横着と言ったらちょっと語弊がありますが、何とかなるだろうというようなことで、なかなか対応をしていないようなところもありますけど、本来の趣旨からいくと、これは寄附金ということですから、そういう見返りを求めたらいけないというのが本来の趣旨だけど、何かそれが拡大解釈して、そういうことで、ある地方自治体によりますと、大半がふるさと納税で一般財源の実財源を賄っているようなことで、これはもう死活問題というような九州のあるまちもそういうことで出ておるわけですが、私は個人的に言いましたら、やはりこれはそれぞれの地域の産物をこうすることでPRするという意味の趣旨ということで、この言い出しが今の菅官房長官でございまして、彼もなかなかそういう点では苦慮をしておるようなわけですが、

私はここで、たまたま今回の補正で2億1,000万ふやされましたよね。その根拠、それと、きょうも新聞には企画部長のコメントもちょっと出ておるようなことでございますけど、どのような地産の商品、ベスト5でもいいですから、どのような産品をその寄附金の対象にしておるかということ、ここでちょっとお示しをいただければありがたいなと思っておるんですけど、よろしく願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） ただいまの杉原議員の御質問にお答えさせていただきます。

ふるさと納税の御質問でございますが、今、御質問の中にもございましたように、けさの新聞にも載っておりますけれども、返礼品の割合が3割を超える自治体について、再三にわたって私どもも、そういった県からの指導もございました。ただ、今まで総務大臣の通知の中に、3割超えるという実態についての特に4割・5割といったところもございまして、そういったところを、実は私も今年度に入って県のほうへ調査というような内容で聞き取り調査にお伺いさせていただきました。その中で私どもお答えしたのは、私どもの返礼品の中に3割を超えている品物についてどういうものかということで、1万円の寄附であったら3,000円のもの、3万円であれば1万円といった形のものがあるという御説明をさせていただいて、特に多いのが、多いといいますかほとんどそれなんですけれども、あと15万円のもの1件ございます。そちらについては5万円というようなことで、そうすると33.3%になるので、それを何とかできないかというまずは御指摘でございました。ただ、これは全国的に見ても、そんな厳密に確実に3割というふうな当時からお話はなかったことから、私どもは3万円に対して1万円というような形で行ってきた中で、物としては富有柿、それから飛騨牛、またその他の肉類が一番多いでございますけれども、それについて私どもはこういったカタログを作成して、もう既に今年度始まっておる関係から2019年3月までということをお願いしたいというか、これでいきたいということで、聞き取り調査のときにもお話しさせていただいたのが、まずは割合のことでございます。それについては3割3分3厘だから、県のほうもそこのところは目に見ると言ってはあれですけど、そんな厳密ではなかったということでございます。

今回、新聞等に出てきたのは、9月11現在で公表された自治税務局の市町村税課というところが全国のまずは3割を超えている返礼品というようなことで、先ほどありましたように平成28年度以降、総務省のほうから通知もあって、最後がことしの先ほどありました平成30年の3月に総務大臣のほうから通知があって、その後、全体で14%のところの市町村が3割を超えているということで、私どもとすると県との調査の中で、そういった話の中で30%で確実に公表してしまうということはお伺いしておりましたので、今ここに瑞穂市が、岐阜県では3市町でございますけれども、その中に上がったということで、そのことについては来年の、先ほど言いましたように、このカタログの期限が過ぎたら改善させていただくということは、もう県のほうに了解を受けておるところでございます。

また、地場産品というところもございまして、そういった中に、瑞穂市の中に飛騨牛が特に多くあるわけなんですけれども、こちらについては岐阜県産ということで県の商品でもあるということで、取扱店であれば、そこのところは地場産という取り扱いにするというようなことや、ただ、そういった店舗もなしにそういった返礼品が私ども数点ございます。日常生活品であっ

たり、肉でも県外の岐阜県以外のところのものをお店で扱ってみえるものであったり、飲料水、加工食品、お菓子といったものも数点ございますので、それについても、このカタログの改正のときにあわせてそれは除いていくという方向で御回答させていただいておるといってございませう。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6番（杉原克巳君） ベスト5ぐらい、その金額、寄附額の、そこら辺をお示しいただきたいと思うわけですけど。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） 返礼品につきましては、品目が、ちょっと今資料を持ち合わせておりませんが、飛騨牛等が一番多いということでございます。肉製品が一番多いということです。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6番（杉原克巳君） そこら辺もこれだけの金額になってきますと、やはり我々議員も知っていないといけない情報だと思いますから、早急にお調べいただきまして提示を願いたいということとあわせて、こういうことで新聞紙上に、これは全国版で出るわけなんですよ。そうすると、この購入者がどこのテリトリー、要するに、どこの地域の方かわかりませんが、例えば遠くの方だったら、そうすると、地場産業という瑞穂市は飛騨のほうだから、これは飛騨牛はちょっとオミットされるんじゃないかというような、やはり購入者のほうもそこら辺もちょっと考えられるというようなことで、この2億何ぼというものは、ある程度鍋に入れていい数字なのか、そこら辺はまだちょっと変動要因が、こういう情報が新聞紙上またはマスコミ関係、テレビ等でもそういうことが放映されますと、やはり皆さん関心がありますから見ておられた場合に、そこら辺をじゃあやめようかと、キャンセルとかいう。この2億1,000万の数字というものは裏づけ数字ということで、予約というんですか、仮にという段階でとっておられると思うわけですけど、そこら辺のことも含めまして十分調査をしていただきまして、こぼれがないようにひとつお願いをしたいということと、今話していますのは、要するに個人を対象にしてやっておるわけなんですよ。ですから、もう一つの方法として企業ふるさと納税というものもあるわけなんですよ。これも時限立法で、たしか来年でこれは一応期限は切れるということでしたんですけども、何か5年間延長しますよということ、企業の方にとりましても、これは対税上非常にメリットがあるということも私は聞いております。ですからそこら辺も今後どういうふうに、私前にちらっとホームページを見せていただきましたときには、何か本田の三甲さんが協力をしておられるようなお話でございましたので、今後、企業ふるさと納税をどういうふうに取り組みを考えておられるかということも、一つここでお示し願いたい

と思います。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） まず、今回の2億1,000万の補正の根拠でございますが、今、8月末現在で昨年の納税額の倍というような状況でございます。その伸び率と、それからサイトのほうを2つほどふやして、人気のあるサイトをふやして、そちらのほうからのこういったふるさと納税の寄附がふえるような政策もしながら今進めておるのが、この2億1,000万でございます。

また、先ほど言いましたように、返礼品の3割を超えないようにということにつきましても、今回は見直しは来年の3月からではございますが、そちらを仮に3万円で3割にした場合でも、それほど大きな影響はないというふうに考えておりますし、ただ制度が変われば別でございますが、今のところ2億1,000万の根拠につきましては、特に12月の昨年度の駆け込みの寄附というようなことを見ますと、今のところ収入だけではなしに、支出のほうで返礼品の品物の予算が足りなくなると大変後でまた補正をというような形になるものですから、両方見合わせながら歳入歳出のほうを組ませていただいておりますのでよろしくお願いたします。

また、企業のほうでございますが、このカタログの中でございますように、瑞穂市で生産されておる工場等の商品も入っておりますので、特にキッコーマンのほうも人気のある商品であるというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6番（杉原克巳君） 続きまして、次は繰入金・繰越金の勘定科目の扱い方につきまして質問をさせていただきたいと思うわけでございます。

繰入金、ここで補正額が3億3,462万8,000円、繰越金が4億3,392万5,000円と。それで、繰越金のところには前年度繰越金プラス4億3,392万5,000円というふうにただし書きがされているわけなんですけど、これを見られて、議員の方も行政の方もなかなか理解ができませんよ。理解ができる人は大したもんだと私は思っておるわけなんですけど。それで、私もちょっとやりましたんですけど、いろいろ勉強いたしましたんですけど、そもそも繰入金というのは、要するに一般会計と特別会計の資金の出し入れに使って、あともう一つは特別会計間で資金ショートをしたときに使うというのが、こういう目的を持って使われるのが繰入金の性格でございます。

それで、今回の財政調整基金から一旦繰入金と、要するに一般会計のほうで繰入金。先ほども質問の中にありました財政調整基金というものは、要するに使用目的は別に何も定めてございません。何に使ってもいい資金でございますから、これは行政のほうで資金の運用が自由に

できるわけでございますから、それにつきまして公会計上別に何も問題はないということでございますけど、管理会計上からいった場合に、そこら辺を、要するに連関というんですかね、次の繰越金の勘定のほうにも関連してくると思うんですけど、全然我々この結果数字だけを出されて、コメントも、要するに前期繰越金4億3,300万と言われても全く理解ができないと思うわけでございますね。ですから今後、こういう表示をされる場合には、特に特別会計と一般会計の繰入・繰越金の絡みがあるものにつきましては、先ほど言いましたように、もう少し丁寧に表示をしてもらわないと、我々議員もこの内容について精査するといった場合にもなかなかできないというふうに思いますから、そこら辺を十分気をつけていただきたいということで、私なりにこれは理解しておりますと、まず財政調整基金から、まず一旦一般会計の繰入金へ持ってきたわけですね。もし間違っておりましたら訂正をお願いいたします。その後特別会計のほうに持っていきまして、先ほど質問がありました国民健康保険の基金のほうに持ってっておくと思うわけですね。そういうことなんですよね。

ですから、そういうことで、先ほどから言いましたように、その公会計上の、これは別に仕分け上も何の問題はないわけなんですけど、管理会計上の観点からいくと非常に理解がしにくいということで、それで先ほども質問がありましたんですけど、小川議員と、それから松野藤四郎議員からありまして、じゃあ国民健康保険のほうに前年末で5億円の基金残高があって、またなおかつ今回4億3,392万5,000円というふうになっておるわけなんですけど、これはまた重複しますから、先ほど部長のほうからお答えがございましたもんで、それは割愛をしていただいて結構ですけど、私がここで言いたいのは、何回も言いましたんですけど、とにかく一般会計と特別会計の絡みの分、特に繰入金・繰出金、それからあと財政調整基金、それから臨時財政対策債ですか、要するに使える自己ファンドの分、そこら辺をやはり表示だけではなくて、きょうも鳥居議員が一番最初に基金の100億円のことにつきましてもちよっと説明を求めるということのでございましたので、そこら辺の流れというんですか、フローというんですか、そこら辺をしっかりと次回から、これからは今後も12月、それから3月にも補正予算ということで、特にこの財政調整基金というものは、そういう点ではバッファーに使える基金でございますから、もう資金ショートをした場合にはそこから使えば別にこれは何ら問題はありません。ですけど、そこら辺のことが我々に、ペーパーでこうですよと言われても、その流れが、フローがわからなかったら我々も理解をしがたいもんですから、そこら辺のことを次回からよくわかるように説明をしていただくということとあわせて、私の今質問しましたそのフローというものが合っているかどうかということとを、総務部長のほうから御回答をお願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬総務部長。

○総務部長（広瀬充利君） それでは、まずもって分厚い瑞穂市決算書、29年度でございますが、305ページをごらんください。

305ページに実質収支に関する調書というのが毎年つくられてございます。今回、一般会計の歳入が181億、そして歳出が173億、差し引き8億3,800万円ほどということでございますが、そのうち繰越明許費が1億5,000万円ほどあるということで、差し引き実質収支額として6億8,392万5,828円ということでございます。この数字が、補正予算書の15ページをごらんください。15ページの18款の繰越金ということで、今回4億3,392万5,000円の補正ということですが、補正前が2億5,000万、補正額が4億3,392万5,000円、合わせて6億8,392万5,000円となっております。この根拠が先ほど申しましたように、先ほどのページで示されました6億8,392万5,828円という根拠に基づくものでございまして、この金額が出ているということでございます。これはもうこれで解決したと思っておりますが、ここの行としては解決をしました。

それで、この地財法第7条には、決算剰余金の2分の1以上を積み立てまたは繰り上げ償還する必要があるということでございまして、今回2分の1をしますと3億4,196万2,914円となります。ただし、この端数では、やはり細か過ぎますので、今回は3億5,000万円として上回るということですから、上回る金額としては切りのいいところで3億5,000万円を積み立て、または繰り上げ償還するというので、今回の予算書の中には繰り上げ償還の、30ページの公債費でございまして、2億8,032万円の繰り上げ償還元金というところと、そして、積み立て額が18ページの一番下でございます基金積立費、公共施設整備基金積立費6,200万という形で、こういったことで、そういった2分の1以上のものを整理しているところでございます。

繰り越しについてはそういったことでございまして、財政調整基金につきましては、何といたしても予算は先ほど来言っておりますが、今回の例でいきますと、市民税から始まった地方税の歳入なり、ずうっと歳入を積算してまいりまして、最後に歳入不足の部分を財政調整基金として財源調整としまして3億3,500万を繰り入れて歳入と歳出を同額とさせていただくということで、とりあえず予算として同額という予算をつくり上げたものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6番（杉原克巳君） それはよくわかっております。私が先ほど言いました、要するに繰り入れ、それから繰越金の流れというものが間違っておったらいけませんもんで、それが私が説明したのが合っているかどうかという、正しく説明したかどうかということをお聞きしたかったわけでございます。純繰越金でそういうことも私も存じております。2分の1以上は公債費とか財政基金に積み立てよということは、法律的に決まっていることですから、これは遵守してもらっていることはよくわかっておりますから、そういうことは別にお聞きしておるわけではございません。その流れの処理というものが合っておったかどうかということだけをちょっとお聞きしておかないと、皆さんに説明した手前上、これは間違っているとされたときには私

自身も困りますから、その検証という意味でお答えをお願いしますということをお尋ねしたわけでございます。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬総務部長。

○総務部長（広瀬充利君） 一般会計にあつては、先ほど来言っております、杉原さんも言われましたが、この繰入金というのは主に基金繰入金というようなことでございますし、全体の話となりますので、基金については財政調整基金やふるさと応援基金、あるいは公共施設整備基金など多数ございますが、そこからの繰り入れを予算化しているのが現状でございます。

また、先ほど国保のことも言われましたが、繰り入れではなく、逆に繰り出しのほうには国保関係のものがあるかと思いますが、国保事業の特別会計繰出金というのが、例えば平成29年度の決算の事業報告で申しますと、37ページの(6)に3億8,608万2,000円ということで繰り出しをしておりますので、繰り出しをしているというようなことで答弁とさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 堀武、質問をさせていただきます。

補正予算書の26ページですけれども、ここに委託料で下水道基本計画業務委託料1,366万2,000円というのが上がっておりますけれども、これに関しての委託の詳細を教えてくださいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） それでは、今の堀議員の御質問にお答えさせていただきます。

委託料のうち、1,366万2,000円のうち791万6,400円が公共下水道の全体計画の修正ということになっております。そして、574万5,600円が下水道事業計画及び都市計画事業認可申請図書の修正ということで上がっております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） その修正はどういう理由で修正になったのか、ちょっと教えてください。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） 修正となった理由としましては、30年度3月、岐阜県汚水処理施設整備構想というものが策定された中で、その30年3月の県の議会で議決されました。それに基づきまして、市もその計画に合わせるということで計画の内容を変更するということになります。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 県の計画に合わせるという、その計画というのはどのように、具体的に県の計画が上がってきているのか、瑞穂市との整合性がどこの時点が合わないのか、ちょっと教えてください。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） まず、県は平成5年の3月に岐阜県全域下水道化構想というものを作成しております。それ以降は何の計画の変更もなく、それぞれ市町がいろんな計画を変更してきました中で、もう25年が経過している中で、県も、もう一度整備構想を見直すというところで整備構想の名前もちょっと変えながら内容を変えておりますので、内容としましては、大分5年のときの計画と比べると変わっているところは多々あると思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 多々あるんでなくして具体的に云々じゃないけれど、ある程度部長自身が把握して、この辺が変わるからこそ業務委託までして出すということならば、その辺のことをどの程度。なぜかという、一般質問でもするし、産建は産建の委員でありますけれども、都市計画が打たれて3年云々になるんだけれども、現状的に進行していないし、その辺のことで、合わせながらいくというならば、県がどの辺が整合性を置いて瑞穂市としていかなきゃならぬので、県が変わってきたところで主なことがわかるんだしたらちょっと教えてほしいという、そういう意味です。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） ごめんなさい。申しわけないんですが、ちょっと細かいところまでは詳しくは見ていないんですけれども、例えば平成5年の当時ですと、岐阜県の中で全体計画をつくられたときに市街化調整区域も下水道化として整備していくような計画がたくさんあったと思うんですけれども、そういうのを今のこういう財政状況とか今いろいろ鑑みまして、その市街化区域は下水道ではなくても整備していけるように計画をしていくというようなところとか、あと経営戦略とか皆さんつくられていると思うんですけれども、そういったものも含んで、今後の経営指標に基づいて、ここは必要ないところだろうとか、そういったところに仕分けしていった中の計画が入っていると思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 基本的には瑞穂市の場合は、市街化区域の中でも距離的に離れたとか、公共下水でなくしても合併浄化槽でもいいといろんな方向性で聞いているんですが、基本的にはその辺のことは変わりは余りないというふうに理解しておけばいいのか。というのは、緩や

かな形で県は財政的なこと云々と言われているけれども、瑞穂市の場合には、今言われるようにコンパクトシティで、ほかの市町と違って距離的に長いとか云々じゃなくして密度の高い市なものですから、ですから基本的には瑞穂市の当初計画で云々というのを念頭に置いていけばいいのか。というのは、拡大解釈したらどんな解釈でもできるものですし、県が云々したって密度の濃い計画を立てていけばいいだけで、独自のことはできるものですから、その辺のことを部長として計画に基づいた下水道を推進する立場としてはどのように考えているか。簡単でいいですよ。詳しくまたほかのほうで聞きますから。現状、特にどう思っているかだけちょっとお答えください。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） 今議員おっしゃられたとおり、瑞穂市としましては、それほどな計画の範囲は変わりはありません。基本的には、やっぱり市街化区域は公共下水道、市街化区域に接続しているような集落、連担地域のようなところは、やっぱりあわせて下水道でやっていきます。ただ、この何年かで、やはり住宅が調整区域にちょっと建っていたりとか、そういった区域がありますので、全体的にその辺も見直しております。そういった形で変更をかけていくという方向であります。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） ありがとうございます。あとに関しては、一般質問で私がさせていただきたいと思います。産建の委員でもあるものですから、ちょっと疑問点にありますから、またお答えをいただくような場合があるかもわかりません。よろしくお願いします。以上です。答弁は要りません。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 議席番号4番 鳥居佳史です。

補正予算について質問させていただきます。

補正予算書の25ページ、土木費のJR穂積駅周辺まちづくり基本調査委託料として2,160万計上されています。これの基本調査委託料、この内容を、まずお聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 巢之内政策企画監。

○政策企画監（巢之内 亮君） ただいま御質問のありました基本調査委託料2,160万円の委託内容について御説明させていただきます。

こちらにつきましては、駅周辺の整備を進める主な事業手法としまして土地区画整理事業がございますけれども、この検討準備を行うために、まちづくりの基本調査、こういったものを、あと区画整理検討準備というものを行う必要がございます。内容としましては、まちづくりの

基本調査を行う地区設定、上位計画、いわゆるマスタープランとか、こういったものや市街化の振興を検討する広域的条件調査、対象地区の現地踏査、それから人口並びに世帯数、あとは土地・建物利用などの実態調査、それから現況、それから将来の市街地環境の調査・把握、こういったことを進めまして、現在、今も進めておりますけれども、まちづくり計画の策定をしておりますが、この計画のハード面の整備、補完するための構想を立案するための作業ということで進める予定です。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） これは、委託先はどこになるかという点では、今までのJR穂積駅のコンサルはやってはいますが、どのように決めますか。

○議長（藤橋礼治君） 巢之内政策企画監。

○政策企画監（巢之内 亮君） 今現在行っているのは、株式会社昭和という会社ですが、こちらにつきましては、現在総務省の予算を使って、主に駅周辺のにぎわい創出といいますが、ソフト面をまずどうやって盛り上げていくか。それから、そういった機運の醸成を図って、いずれはハード面の整備のほうにも目を向けていくという流れの中で、まずはソフトのほうの事業をしていただいております。

こちらの今回の委託業務につきましては、今後のハード整備事業の展開を見据えて、まずハードのこういった手法が具体的にとれるのか、そういった補助メニューはどういったものがとれるのかとか、そういった細かなハード面のほうの手法に切り口を転換するための事前調査ということになりますので、行く行くは国土交通省の予算を主にハード整備でやっておりますけれども、社会資本整備総合交付金というのがございますけれども、そういったものを活用して、こういった事業展開ができていくかということを考えるためのものがございます。

それで、この委託先につきましては、今現在行っているところに委託するとか、そういう選択肢はゼロではないですが、今現在としては何分年度途中から始めるものですから、なるべく早く効率的に実施が可能なように適正な入札手続を経て、指名競争であったりとか、そういったものを合理的に判断して手続は速やかに進めたいというふうに考えておまして、どこへということは今現時点では固まっておられません。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 委託調査の内容を最初お聞きして、今後、土地区画整理事業の実施に向けてということで、多分それが中心になるという理解でよろしいですね。私も今、ソフトをつくっていただいているコンサルさんに対しては、ちょっとその辺が遅いなあと感じていたんです。ソフトばかりやっていて、もっと実質的にハード面を整備するという意味ではちょっと

歯がゆいなと思っていたんで、今の答弁で、区画整理事業なら事業、本当に具体的に早く進められるという部分で、課をつくって早急にやっていただきたいと思います。そのコンサルがつくりました、このまちづくり素案のロードマップのイメージ、これを見ても、なかなかこの内容では事業化は見えてこないんで、私としては、今企画監がおっしゃったように、ある意味土地区画整理事業の実績のある、そしてスムーズにやってくれるところを本当に選んでいただきたいなあと思います。

もう一つの質問ですけれども、補正予算書18ページ、企画費の中に、自転車を活用したまちづくりを推進する全国市町村長の会費1万円計上が計上されています。これは多分、棚橋市長が提案をされて会員になったと思いますけれども、市長はどういうイメージをされておるんですか、瑞穂市で自転車を活用したまちづくりというのは。イメージがなければこういうところには参加されないと思いますので、その辺をお聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） ただいまの鳥居議員の御質問の自転車を活用したまちづくりを推進する全国市町村長の会費という、1万円計上させていただいております。この御質問でございますが、国のほうは自転車を活用した今後事業を、まちづくり事業というものに対して交付金を考えておることが出されております。そういった意味で、全国の中で健康であったり、それからCO<sub>2</sub>の削減であったりということで、自転車を今後どういうふうに活用してまちづくりを進めていくかという全国の市町村長が集まった協議会をつくったらどうかという御提案の中で、私どもこちらへ、今後どういうものが活用されて、なおかつ国のそういった交付金が活用できるのかという、いわゆる勉強会といいますか、情報交換会のようなものが行われるというところでこちらの会費を組ませていただいたということで、今そういった交付金を活用したものは、具体的に今、こういうものだということはお示しできませんけれども、そういった勉強会及び情報交換会にまずは行って、今後の瑞穂市のあり方を考えていきたいというふうに考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 市長に直接お聞きしたかったんですけれども、答弁がないということは、御自身にこういうイメージだというものが無いということで、勉強会に参加するというのであれば、それはそれでいいんですけれども、残念でしたね。市長が直接、自分はこの瑞穂市で自転車を生かしたというのを聞いたかったんですけれども。以上です。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） 議席番号1番、瑞清クラブの松野貴志です。

鳥居議員と全く同じ質問になってしまいますけれども、私なりに少しお聞きしたいことがございまして質問させていただきます。

補正予算書の18ページに載っております企画費の節になりますけれども、自転車を活用したまちづくりを推進する全国市町村長の会会費ということになっておりますが、今、企画部長のほうからも一応の内容は聞かせてもらいましたが、私なりにお聞きしたいのは、まずこの市町村会でございますけれども、会の期間は何年なのか。また、これは強制的に入らねばならなかった推進会なのか、また今回不参加の市町村は幾つあるのか、お尋ねいたします。

以下は自席にて質問させていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） ただいまの松野議員の御質問でございますが、この全国市町村長の会というのは今年度初めてでございます、今のところ手を挙げてみえるところがあるというだけで、まだ今後、何件入ってみえるかというのは、まだ私のほうではつかんでおりませんが、岐阜県の中ではもう数件の市町村が手を挙げてみえるということで、またこれは強制ではございませんので、そちらへ参加するかというのは、その意向調査もございました中で私ども手を挙げたということです。また、期間につきましては、今年度はこの1万円の中で今後の規約等の作成だとかいうのもあるとは思いますが、この1万円については、ことしのその協議会に入るといふことの負担金でございます、それがいつまで続くとか、そういうのは今のところは何もわかっていない状態の中で情報交換を受けながら、今後は私どもで決めていくということでございますので、決して強制ではございません。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） 先ほどから多くの議員の皆様が数百万単位から億単位というような質問をされておりますけれども、今回、確かに金額的には1万円ということになりますけれども、市民の税金を使う以上は、億であろうが1万円であろうが1円であろうが同じだと私は認識しておりますので、あえて質問させていただきますが、今後瑞穂市がどうしたらよいかというお話も出ておりましたし、また勉強会の中ではハード面・ソフト面、そういったことも今後検討したいというために今回入ったというお話はいただきました。ただ、強制的にはないのであれば、これはもう各市の独自性を持ってやっていったほうがよろしい事業かなとも思います。といたしますのも、それぞれ市町村の事情も違いますので、当市においてもそれぞれ事情が違ふと思います。恐らくまだ始まったばかりで、どれほど多くの市町村が入るかわかりませんが、恐らく入らない自治体さんにおかれては、それなりの目的を持って独自性でやっていく、もしくは自転車に関してはその後ということ、恐らく優先順位をつけて考えられてみえる市町村

も多いかと思えます。

強制的にはなかったのであれば、恐らく執行部の部長の皆様か、もしくは市長の発案であろうと思いますけれども、2つ目の質問ですが、今回、この推進する市町村会の決め手になった、もしくは、なぜ岐阜県でも余りまだ入っていないこの会に、イの一番に手を挙げて入られたのか、まずその辺の経緯をお聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） 自転車を使ったまちづくりという情報は、国のほうから流れてきたときに、交付金を活用したそういったまちづくりが、ひょっとして瑞穂市に合うような事業であれば、これはぜひ活用すべきであると。ただ、その内容がはっきりまだ国のほうは示されていない状態でございますので、先ほど言いましたように、この勉強会においては、当然国からの情報もその中で出てくると思いますので、そちらへ参加していこうということで、まずは情報収集に当たるということで今回初めて組もうということで、この会に入るという意思での補正を上げさせていただいたということでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） 企画部長がそこまでの強い自転車に対する思いがあるのであれば、本来これは市単独で検討すべき自転車のまちづくりという部分だと思います。実際入って、まだ今後何をするかもわからないにもかかわらず、いきなり入っていく。それで金額が1万円だと。たかが1万と思うかもしれませんが、されど1万です。まずしっかりと市の中で協議した上で、近隣市町の状況、皆さんの状況を鑑みてから入っていく、それでも遅くなかったかなと思います。というのも、これから瑞穂市が抱えている大きな問題は、当然子育て支援策、そして福祉、そしていろんなハード面がございます。そういった面におかれても、1万円に関しても少しは節約をしていただきたい、そういう強い思いもございますので、であるならば、最後の質問でございますが、市長御自身もそういったレクチャーを受けてみえると思います。最終決定したのは市長でございます。市長におかれて今後の瑞穂市においては自転車を活用したまちづくりをどのように推進していくのか、御意見があれば御答弁を願います。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 松野議員さんの御質問にお答えいたします。

この自転車は、まず皆さんちょっと御理解が間違っておられるというか、私のほうがもっとしっかり説明すればいいのかもしれませんが、国土交通省の中で今何を考えているかといいますと、自転車を自動車道を通さなきゃいけない、その中であって、いかに安全に通すか、そういったところから始まったこれは勉強会でございます。矢羽根といいます。要するに、道路の中に、ここを進行してくださいよというところで自動車の中で通らなきゃいけない。ただ、

その自転車をいかに安全に通すかというところで、路側に近いところに青色の矢羽根を普及させる、そういったところからそもそも来ておまして、これは国土交通省の中にもその部屋が設けてございます。いかに安全に自転車を利用していただける道路をつくっていくか、そういったところからでございます。決してこれでレースをやるとか、そういったツーリングをやるとかということじゃなしに、生活の自転車をいかに安全に通すか、そしてまた私たちのまちにおきましたら、この堤防天端、これの輪中の中、特に長良川じゃなしに、もっと身近な皆さんがふだんウオークで使っているところも使えるかもしれません。それと同時に、皆さんが安全にスーパーまで買い物に行ける、そういった自転車の帯をつくる、それもやっぱりそういったところが国土交通省から示されております。

そして、参加されたのは決して少ないわけではなしに、それぞれオブザーバー的な補佐の方も入れれば岐阜県内もかなりの件数になります。そして、首長単位で来られたのは、率直なことを言ひまして美濃市、山県、それから私ども。それで、確かにまだまだ少ないかもしれませんが、それぞれの部署の中で補佐の部長さん、そういった方々が来られたところまで含めましたら東海4県で百十何カ所だったと思います。決して少ないわけではございません。それと同時に、そういったツーリング的な極端なレースということじゃなしに、皆さんの交通の安全ということがあくまでも基本でございます。ですから国土交通省も、矢羽根とかそういったもので皆さんの安全を守ってくれるんやったらお金を出そうというところがスタンスの中にあるんじゃないかなと私は思っております。

本当に、どうしても自転車と、こうやって書きますと、ドロップハンドルのそういった自転車を連想されてしまうものでこういったふうになると思うんですが、そういったところから、本当に買い物の自転車、そして生活の中の自転車を安全に通すかというところが国土交通省の考え方でございますし、この会の発足の意図でもあろうかなと思っておりますので、そこら辺御理解くださいますようお願いいたします。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） ※ \_\_\_\_\_、 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_。  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_。  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_。  
\_\_\_\_\_。

※ 後日発言取消あり



○政策企画監（巢之内 亮君） ただいまの委託業務につきまして、なぜ今やる必要があるかということについてお答えいたします。

この委託業務を進める前に、土地区画整理事業、こういったものを進める上で、関連する都市施設の都市計画決定、こういったものにつきまして、岐阜県が平成32年度に予定していますマスタープランの改定に反映させる必要がございます。そのために市の都市計画マスタープランの修正、それから駅前広場等の都市施設の都市計画決定の徹底、土地区画整理事業の事業認可を進めるに当たって全体的なスケジュールを改めて見直した結果、時間的にも余裕がないということがわかりましたので、年度途中のこの時期ですけれども、補正予算として計上させていただきます。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 都市計画に関係して話をされておりますけれども、要は委託をこれから契約するわけですが、以前の地方創生の中での駅前構想の話は平成27年に出て、28・29年度で昭和にお願いしてやってきておるということでございます。この中で、いろいろ行事を、ワイワイ会議からいろいろほづみ夜市等やっていた中で、かなりのお金を費やして今日まで来ておるわけですが、それに基づきますと余りいい評価が出ていないということを感じておるわけです。今回、この委託料を使ってまちづくりをするという計画ですが、この周辺というのは、糸貫川の右岸の只越の辺から苗代田橋からずうっと南で国道21号線まで、そのぐらいの範囲のまちづくり計画といいますか、都市計画のプランを立ててこのまちづくりをするのか、まずそこら辺の範囲をちょっとお尋ねしたいというふうに思いますけど。

○議長（藤橋礼治君） 巢之内政策企画監。

○政策企画監（巢之内 亮君） このまちづくり計画を立てる上で都市計画の範囲ということでございますけれども、まさに今、その都市計画決定を打つ際の周辺どこまでを対象としてエリアを設定するかということも含めて今回の業務の中でいろいろ精査をしまして、今おっしゃったような国道21号ないしは、北は糸貫川の方面までエリアが広がるかということもございまして、そのあたりも道路の形態、例えば公共交通機関であるバスが、今現在は南側のみでロータリーが設置されて出入りをしておりますけれども、本来の利便性を考えましたら北口にもバスのロータリーが必要であるとか、それに伴う駐車場等公共設備も配置が必要だと、そういったことも検討する必要がございます。

そうなりますと、それに伴う交通流入・流出のシミュレーションとか、そういったものも含める必要がございます。今考えておりますのは、例えば只越の交差点あたりまでとか、桜町2丁目の交差点あたりまでとか、範囲はどの辺まで広げるかということも今検討中でございまして、南側のほうにつきましても、この庁舎の周辺まで含めてエリアに設定するのかがど

うかというところも、より具体的に実現可能な整備形態を考えながら、なおかつ整備手法を考えながら効率的に実施ができるように考えていきたいと考えております。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 委託料の2,160万というのは、今お話しされたような内容の調査というような関係になってくるというふうに思います。これをどこの業者に委託するのかわかりませんが、この委託金は、こちらではじいた、行政がはじいたお金だというふうに思います。それで、これを競争入札をやっていくわけですけれども、どこの業者になるかわかりませんが、ひとつそのような格好で進めていただくのは結構だと思います。

それに伴って、新しく課をつくるという話をされております。これについては、委託の結果は、要は調査結果等については、この3月に多分でき上がっておるというふうに思うわけですが、委託契約は、これから議案が通って、それからその業務に入っていくわけですが、10月1日が最終日ですので、10月以降に契約をされて、その完成が3月だというふうに思うわけですが、これはそのような格好でいくわけですか。

○議長（藤橋礼治君） 巢之内政策企画監。

○政策企画監（巢之内 亮君） 今の御質問、今回補正予算で計上している委託業務に関して、10月以降に発注をして3月までに完了を終えるかどうかというところの御趣旨だと思いますけれども、これにつきましては今後必要となる調査を全部積み上げた上で、半年間で実行可能なものをまず切り出して予算化、実施するように計画を立てておまして、今のところ3月末でひとまず完成というか、今回委託業務をかけるものについては完成させる予定で計画をしております。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） では、来年の4月に新しく課を発足しても僕はいいと思うんですね、この10月につくらなくても。今の状況で政策企画監のほうで、ある程度の委託料といいますか、最初言った作業についての発注業務を多分やると思うんですね。できれば実際動かすのは4月1日からだと思いますので、そのときに新しい課をつくってやればいいというふうに感ずるわけですが、なぜこの10月1日から発足させるのか、この点についてお尋ねします。

○議長（藤橋礼治君） 巢之内政策企画監。

○政策企画監（巢之内 亮君） この業務、発注そのものは今の都市開発課で、発注のみでしたら実行可能だとは思いますが、それ以外のもの、並行してやっていかなければならないもの、まだ多々ございまして、土地区画整理事業の事業認可の手続であったり、まずその都市計画を決定するに当たっての事前の調整なり協議、そういったものも今から進めていかないと、

平成32年度の県のマスタープラン改定にとても間に合わないということがある程度見直しの中でわかってまいりまして、そのためには今の組織の中で兼務をかけてやるというのは、ちょっと今の状態で考えてもなかなか難しいということで、ある程度中で精査をさせていただいた結果、やはり専任で、それに向かって専属でやっていただく組織がないことには目的達成もなかなか難しいという判断もありましたので、今回の10月1日の時期に新組織を立ち上げて事業に向けて推進していきたいという考えに至りました。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 最後ですけれども、駅前周辺のまちづくりと申しますか、それについては平成27年ごろから動いておるわけですが、そこは多分企画部が主になってやってきたと思うんですね。今回は都市整備部のほうになったわけですね。そこら辺はうまく調整ができていますか、ちょっとお尋ねします。

○議長（藤橋礼治君） 巢之内政策企画監。

○政策企画監（巢之内 亮君） 今の御質問、御指摘ですけれども、まさに私、4月にこちらに着任したときからいろいろ組織の中の動きを見る中で、やはり今までどうしてもソフト中心で動いてきている中で、どうしてもハード面のほうの準備というのが若干ちょっとおくれぎみであるなあという感がございまして、これをなるべく早く動かしていくためには、まず組織をつくっていくということがまず大前提であるということと、それを上手に動かしていくには、今現在は総合政策課のほうで総務省予算で中心のまち・ひと・しごとの委託事業をやっておりますけれども、これはこれで、やはり地域のほうの意識の醸成ということでは引き続きやっていかなければならないものとして考えております。

それからハードのほうにつきましては、やはり現在、都市整備部のほうでも行っておりますけれども、区画整理事業とか、そういったものも現在もやっております。そういったものの事業を少し切り出して、同じセクションの中で事業を進めるのが一番効率的だというふうにご考えてございまして、このハード面とソフト面、両方をうまく動かしていくためには、やはり私自身が中心に立って両方を見ながら進めていくのが必要だろうというふうにご認識しておりますので、今後も引き続き両方を上手にバランスをとりながら動かしていけるようにしていきたいと考えております。以上です。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第13 議案第61号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第13、議案第61号平成30年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

日程第14 議案第62号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第14、議案第62号平成30年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

日程第15 議案第63号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第15、議案第63号平成30年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

日程第16 議案第64号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第16、議案第64号平成30年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

日程第17 議案第65号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第17、議案第65号平成30年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

議案第49号から議案第65号までについて（委員会付託）

○議長（藤橋礼治君） 議案第49号から議案第65号までは、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託をいたします。

---

散会の宣告

○議長（藤橋礼治君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでございました。

散会 午後1時46分

